

第3期下松市子ども・子育て支援事業計画策定業務
公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨、目的

本業務は、子ども・子育て支援法第61条第1項に規定される子ども・子育て支援事業計画の第3期版（令和7年度から令和11年度までを事業対象年度とする）を策定するに当たって、ニーズ調査、現状と課題の整理、需要量の推計等を行い、ニーズ調査報告書の取りまとめ、計画骨子案の策定、計画案の策定、下松市子ども・子育て会議等の運営支援などを実施し、計画書を作成することを目的とする。なお、この第3期計画には、子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条第2項に基づく「子どもの貧困対策計画」を包含するものとし、この要領において、優先交渉権者を特定するための公募型プロポーザルの実施について、必要な事項を定めるものである。

2 業務の概要

(1) 業務名

第3期下松市子ども・子育て支援事業計画策定業務

(2) 業務内容

「第3期下松市子ども・子育て支援事業計画策定業務仕様書」を参照のこと

(3) 業務期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

3 提案上限額

9,400,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

（内訳）令和5年度業務分 3,500,000円以内

令和6年度業務分 5,900,000円以内

4 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、公告時点で次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 市との連携及び調整が迅速に行えるよう、山口県、広島県、島根県又は福岡県に、本社、支社又は事業所のいずれかを公告時点で有していること。
- (3) 過去5年以内に、他の地方公共団体において、子ども・子育て支援事業計画又は類似する行政計画において受託実績があること。
- (4) 仕様書において定める業務について、業務遂行能力を有するとともに適正な実施体制を有し、市の指示に柔軟に対応できること。
- (5) 公告の日から本業務の契約締結の日までに、本市若しくは他の地方公共団体又は国から競争入札に係る指名停止措置を受けている者でないこと。
- (6) 国税、県税及び市町村民税を滞納していないこと。
- (7) 会社更生法の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定による再生手続開

始の申立てがなされていないこと。

- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員及びその利益となる活動を行っていないこと。

5 スケジュール（予定）

	内容	期間等
①	実施要領及び選定方法の公表	令和5年6月12日（月）
②	質問の受付	令和5年6月21日（水）17時まで
③	質問の回答	令和5年6月26日（月）
④	参加表明書等の提出期限	令和5年6月30日（金）17時まで（必着）
⑤	提案書等の提出期限	令和5年7月26日（水）17時まで（必着）
⑥	審査（プレゼンテーション）	令和5年8月10日（木） ※予定
⑦	審査結果通知	令和5年8月18日（金） ※予定
⑧	優先交渉権者決定 契約締結	令和5年8月下旬 ※予定

(1) 質問及び回答について

質問がある場合は、質問書に質問内容を記入し、下記のとおり提出すること。

なお、電話や来訪による口頭での質問や、期限を過ぎた質問は受け付けない。

ア 提出書類

質問書（様式第5号）

イ 提出方法

電子メールで提出し、電話で受信の確認を行うこと。

※メール送信の際は、件名に「第3期下松市子ども・子育て支援事業計画策定業務に係る質問書【事業者名】」と記載した上で送信すること。

ウ 提出先

下記担当部局のとおり

エ 質問の受付・回答期限

上記「5 スケジュール（予定）」のとおり

オ 回答方法

下松市ホームページ (<https://www.city.kudamatsu.lg.jp>) に掲載

その他質問に対する回答については、本実施要領（仕様書を含む。）と一体のものとして効力を有するものとするため、質問の有無にかかわらず、回答を確認のこと。

回答に当たっては全ての質問を公表するが、質問者名は公表しない。また、本プロポーザルの公平性に影響すると思われる内容の質問については、回答しないことがある。

(2) 参加表明書等の提出について

ア 提出書類

- ・下記「6 提出書類」の①～③
- ・登記事項全部証明書

- ・企業単体の決算報告書、貸借対照表及び損益計算書（直近3事業年度分）
- ・納税証明書（国税、県税及び市町村民税）

イ 提出方法

持参又は郵送

ただし、郵送の場合は、提出期限までに必着とすること。

ウ 提出先

下記担当部局のとおり

エ 提出期限

上記「5 スケジュール（予定）」のとおり

(3) 提案書の提出について

ア 提出書類

下記「6 提出書類」の④（提出期限後の追加、修正等は認めない。）

イ 提出方法

持参又は郵送

ただし、郵送の場合は、提出期限までに必着とすること。

ウ 提出先

下記担当部局のとおり

エ 提出期限

上記「5 スケジュール（予定）」のとおり

6 提出書類

本プロポーザルに参加を希望する者は、次の書類を提出すること。

※各様式については、下松市ホームページから入手すること。

	様式名	様式	部数	期間等
①	参加表明書(兼参加資格要件等 確認書)	様式第1号 及び付表	1部	6月30日
②	法人概要調書	様式第2号		
③	見積書	様式第3号		
	見積書の積算内訳	(任意様式)		
④	提案書	様式第4号	正本1部(社名あり) 副本7部(社名なし)	7月26日
⑤	質問書	様式第5号	※質問がある場合のみ	
⑥	辞退届	様式第6号	※辞退する場合のみ	

※「④提案書（様式第4号）」について

(1) 提案書の規格

A4版縦（A3版による折込頁の挿入可）とし、書式、頁数については特に定めない。
刷色は自由とし、文字の大きさなど見やすさに留意すること。

(2) 提案書の構成

仕様書及び評価基準に留意した上で、以下のア～オの項目については必ず明確に記載すること

- ア. 実施体制
- イ. 実施スケジュール
- ウ. 調査業務に関すること
- エ. 計画策定業務に関すること
- オ. こどもの意見反映に関すること
- カ. 子ども・子育て会議の支援

7 審査の方法

(1) 選定委員会の設置

下松市子ども・子育て支援事業計画策定業務公募型プロポーザル選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置し、審査を行う。

(2) 審査方法

提出された提案書等に基づき、下記のとおりプレゼンテーション及びヒアリングを実施し、選定委員会により、評価基準に基づき、提案の優劣を判定する。

(3) プレゼンテーション

ア 実施予定日 令和5年8月10日（木）

イ 開催時間及び会場 ※別途通知

ウ 方法

(ア) 1者につき40分以内（事前準備5分、説明20分、質疑10分、片付け5分）

(イ) プレゼンテーションで使用するパソコン及び接続ケーブルについては、提案者で用意すること（プロジェクター及びスクリーンは市で用意）。

(ウ) 出席者は3名以内とし、当該業務に精通する者が出席すること。

エ 注意事項

- ・説明は、提出された提案書に沿って行うこととし、原則として追加資料等の提出は認めない。
- ・プレゼンテーションは非公開とする。事業者による会場内での録音・録画は認めない。
- ・通知した時間までに出席しない場合は、プロポーザルへの参加意思がないものとみなす。
- ・プレゼンテーションを行う順番は、原則として参加表明書の受付順とする。

オ 評価基準

提案者の評価項目、評価ポイント及び配点は、評価基準のとおりとする。

なお、提案者の数が1者である場合にも審査を行う。

各委員の評価点が1,400点中840点を超過しており、かつ各委員の評価点の合計の最上位者を優先交渉権者として決定する。

なお、同点の場合は、選定委員会で協議の上、優先交渉権者を決定する。

カ 結果の通知及び公表

審査結果は、全ての事業者に、文書により通知する。

なお、審査結果についての異議申立てはできないものとする。また、審査結果につい

ては、市ホームページにおいても公表する。

8 契約締結について

審査完了後、選定した優先交渉権者が提案する事業内容を踏まえて、仕様書の内容を整えるなどの必要な調整を行い、見積書を改めて徴取し、随意契約の方法により契約を締結する。

9 その他

- (1) 提案書の提出は、参加事業者1者につき1提案とする。
- (2) 提出された書類は返却しない。
- (3) 提出された書類は、本プロポーザルに係る選定業務以外には使用しない。
- (4) 参加事業者は、本プロポーザルで知り得た情報等について、他に漏らしてはならず、その職を退いた後も同様とする。
- (5) 本プロポーザルに参加する者は、実施要項等の内容や審査事項について、不明、錯誤等を理由に異議を申し立てることはできない。
- (6) 提案に要する費用は、全て提案者の負担とする。
- (7) 優先交渉権者と決定された者を対象として、業務内容、仕様書等の契約内容を協議した上で当該業務を委託する相手方を決定するため、優先交渉権者の決定を以て提案者の企画提案内容を全て了承するものではなく、また、当該業務を委託する相手方を決定するものではない。
- (8) 選定後又は契約締結後に、優先交渉権者の提案書における虚偽の記載又は選定の公平性を害する行為があったと判明した場合は、優先交渉権の取消又は契約を解除することがある。
- (9) 優先交渉権者が契約締結までの手続期間中に失格となった場合、又は優先交渉権者との契約に係る協議が不調となった場合は、次順位者と契約に係る協議を行う。
- (10) 次の事項のいずれかに該当する場合は失格となる。
 - ① 本要項に定める手続等に適合しない場合
 - ② 提出書類に虚偽があった場合
 - ③ 本プロポーザル公募開始後、審査委員会と当該業務に関する接触を求めた場合
 - ④ 見積書の金額が提案上限額を超える場合
 - ⑤ プレゼンテーションに遅刻・欠席した場合（ただし、やむを得ないと認められる理由がある場合を除く。）
 - ⑥ その他、審査委員会において不相当と認められた場合

10 担当部局

下松市こども未来部こども未来課こども政策係

〒744-8585 山口県下松市大手町三丁目3番3号

電話 0833-45-1836

FAX 0833-41-6220

E-Mail kodomomirai@city.kudamatsu.lg.jp